

KASAGI サステナビリティ宣言

KASAGI はあらゆる活動を通して全ての人とヒツジ、生き物が健全な環境の中で健やかに過ごす世界の実現に貢献する。企業活動を通じて人権尊重、動物保護、環境保全のために最善を尽くし、ヒツジを含めた他者が互いに尊重しあい共存できる社会の構築に励む。

環境保護規範

KASAGI は、企業活動であるヒツジの飼育及び毛織物を中心とした繊維製品の製造・販売において、次の方針に基づく環境保護活動に努める。

1. 当社のあらゆる企業活動に関わる環境リスクを常に認識し、環境マネジメントシステムを継続的に改善し、環境保護及び環境汚染の予防に努める。
2. 環境に関する法的要求事項や自主的な取り組みを行う顧客、その他の要求事項を遵守する。それにあたっては自主的な基準を設け管理する。
3. 当社の活動・商品・サービスに関わる環境側面のうち、以下の項目を環境管理重点テーマとして取り組む。
 - ① ヒツジの放牧地において土壌の保護、河川の汚染防止、生物多様性の維持を行う。
 - ② 環境負荷の少ない商品および包装の開発に努める。
 - ③ 廃棄物の削減に努め、資源の有効活用を推進する。
 - ④ 省エネルギー・省資源に努める。
4. この方針を達成するため環境目標を設定し、当社を挙げて環境管理を推進する。
5. 当社取引先関係者すべての人にもこの方針を周知し、環境保護意識の向上を図る。

この環境方針は、当社ホームページ上で一般に公開する。

行動規範

1. 差別の禁止

人種、民族、信条、年齢、性別、性的指向、門地、政治思想、宗教または身分に関わらず人権の尊重と平等を基本とする。雇用に際して婚姻や妊娠または慢性疾患による差別を禁止する。

2. 強制労働の禁止

いかなる従業員も暴力や脅迫によって労働を強いられることはない。いかなる虐待・ハラスメントおよび体罰もこれを排除する。また強制労働の可能性が排除できなくなる恐れのある、従業員に対する貸し金は会社としてこれを禁止する。

3. 児童労働の禁止

15歳未満、もしくは義務教育対象年齢の児童を雇用しない。18歳未満の若年労働者は法的要件に基づいて保護される。

4. 外国人労働者の保護

日本語を母国語としない外国人を雇用する場合、本人に対する言語教育や職場トレーニングを実施し、速やかな職場適応を図る。外国人労働者の人権に配慮し、いかなる場合もサポートや在留カード等を会社が保管することはない。

5. 給与と福利厚生

給与は、法律によって定められた最低賃金以上の額を定める。必要最低限の生活に不可欠な給与ならびに法の命じるすべての福利厚生を確保する。また、いかなる費用も本人の了解なく給与相殺しない。

6. 労働時間

週当たり所定労働時間は最高 40 時間、残業時間を含む場合でも 45 時間までとし、連続する 7 日の間に 2 日以上の日を与えるとともに、該当する定めにより残業手当を支払う。

7. 移動の自由

会社は従業員の就業時間中の社内での移動を制限しない。また、従業員は休憩時間を自由に使うことができ、外出の自由が保障されている。

8. 短期反復雇用禁止

短期契約者の雇用に際し、反復契約を回避し従業員の安定雇用を推進する。

9. 結社の自由と団体交渉権

結社の自由、組合またはその他の職種別あるいは産業別団体に参加する権利、ならびに法の定める団体交渉権を尊重する。また、互選による従業員代表を本社に設ける。

10. 健康と安全

安全で衛生的な職場環境が提供されなくてはならない。職場において、労働者の安全衛生ならびに環境の保護・保全を推進する。

11. 従業員の保護

雇用関係・不当差別・結社の自由と団体交渉・労働時間・報酬に関する苦情を申し立てる従業員に対し、誠意をもって対応し保護する。

12. 懲戒慣行の公正

従業員は敬意をもって処遇されなければならない。すべての従業員はいかなる肉体的、心理的あるいは嫌がらせにさらされることはない。懲罰としてのいかなる罰金制度も禁止する。また懲戒処分は公正を期すものとし、必要に応じて第三者（従業員代表）による立会いと署名を求める。

13. ヒツジの保護

ヒツジの飼育においては動物福祉が整備されなければならない。ヒツジは生命あるものとして尊重され、健康かつ幸福に過ごす環境が用意される。ヒツジの飼育においては現代において標準的な手法を積極的に取り入れ、必要に応じて第三者の監査を受ける。